住宅のバリアフリー改修に係る固定資産税の減額措置の創設

地方税法の改正に伴い、新たにバリアフリー改修した住宅に対する固定資産税の減額措置が設けられました。平成19年4月1日から平成22年3月31日までの間に一定の要件を満たす改修工事を行った住宅が対象です。工事が完了した年の翌年度分の税額を3分の1（1戸あたり100平方㍍限度）を減額します。

【 要　　件 】

□　次のいずれかの者が居住する平成19年1月1日以前に建築された居住部分が2分の1以上の住宅（賃貸住宅を除く。）

①65歳以上の者
②要介護認定又は要支援認定を受けている者
③障害者

□　次の工事で、補助金等を除く自己負担が30万円以上のもの

①廊下の拡幅　②階段の勾配の緩和　③浴室の改良　④便所の改良　⑤手すりの取付け
⑥床の段差の解消　⑦引き戸への取替え　⑧床表面の滑り止め化

【 手　続　き 】

改修後3ヶ月以内に領収書・補助金の明細など工事費がわかる書類や写真・図面などの関係書類を添付して本庁税務保険課又は由岐支所で申請してください。

【 問い合わせ 】

□　役場税務保険課　☎77－3615

※新築住宅特例や耐震改修特例と同時に適用されず、また1戸についての減額措置の適用は1回限りとなります。

国保からのお知らせ

○**『国民健康保険限度額認定証』の有効期限は7月31日となっております。**

現在、下記の認定証をお持ちで、引き続き入院療養が必要な方は更新申請し、新しい認定証の交付を受けてください。**【75歳未満で国民健康保険加入者】**

★ 国民健康保険限度額適用認定証
★ 国民健康保険標準負担額減額認定証
★ 国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証

○**『国民健康保険高齢者受給者証』の有効期限も7月31日までです。**

国民健康保険高齢者受給者証につきましては7月25日頃に郵送を予定しております。
該当者の方で月末までに未着の時は、ご連絡お願いします。

【お問い合せ先】 役場税務保険課　☎77－3615　　支所総務室　☎78－2211

企画調整課からお知らせ

本年2月に実施いたしました美波町総合計画策定にむけた町民アンケート及び、地域情報化基本計画についてのアンケートの集計と分析ができましたので、ご入用の方は役場総務課および支所総務室において公開しておりますので、お申し出ください。また、美波町ホームページでもそれぞれ公開しております。